

(資料3)

## 請求書

請求番号 ×××  
平成 年 月 日

(住所)  
C社

(住所)  
A国際特許事務所  
B弁理士

事件の表示：E国特許出願  
(参照番号：E001)

外国出願事務手数料  
翻訳・書類作成費

	300,000円
源泉税	30,000円
消費税	15,000円
小計	285,000円

外国出願立替費用(不課税取引)

新規特許出願 267,008円  
(月 日為替レート 1USDL = 119.20YEN)  
(2,240USDL)

今回ご請求金額 552,008円

会員への注意：

- 1 本書は、例文であるが、英文請求書との関連性(事件の表示、請求項目、請求額、為替レートなど)を明確にすること。
- 2 立替金のみを別途独立した請求書で請求することも可。
- 3 消費税法上、「不課税取引」であることを上記のように『外国出願立替費用』欄に『不課税取引』と明記するか、あるいは、(注)書きとして「外国出願立替費用は消費税法上、不課税取引となります。」又は「外国出願立替費用は消費税法上、貴社にとって仕入税額控除の対象とならない不課税取引となります。」と明記すること。